

国民健康保険税

1 国民健康保険制度

国民健康保険制度は、相扶共済の精神にのっとり、市民を対象として、病気、けが、出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保険制度です。

2 保険者と被保険者

国民健康保険の運営は、都道府県が財政運営の責任を担い、市町村とともに国保の保険者となって行っています。そして、国民健康保険に加入している方を被保険者といい、職場の健康保険や各種共済組合などに加入している方、その扶養の方、後期高齢者医療保険に加入している方、生活保護を受けている方以外は、すべての方が国民健康保険に加入しなければなりません。

また、原則として40歳から64歳までの方は介護保険の第2号被保険者となり、医療分と支援分に加えて介護分も国民健康保険税として負担することになります。

3 国民健康保険税

国民健康保険に加入している方が病気やけがをしたときの医療費などの保険給付に必要な費用は、都道府県から各市町村に全額が給付されます。

一方、各市町村は、都道府県に支払う国民健康保険事業費納付金を賄うために、必要な保険税率を決定し、国民健康保険税を課税します。なお、国民健康保険事業費納付金の中には、後期高齢者医療保険・介護保険の事業運営にとって必要な財源も含まれています。

4 国民健康保険税を納めていただく方

国民健康保険税は、世帯の分をまとめて世帯主に納めていただきます。（世帯主が納税義務を負います。）

世帯主が職場の健康保険などに加入しているときでも、同一世帯に国民健康保険の被保険者がいる場合（擬制世帯といいます。）は、世帯主に納めていただくことになります。

5 国民健康保険税額の決め方

国民健康保険税額は、国民健康保険事業費納付金のうち、国民健康保険税で賄わなければならない分を下表の左欄の項目及び医療分、支援分、介護分にふりわけて、それぞれについて世帯の負担額を計算し、その合算額を1年間（4月から翌年3月まで）の税額としています。

区分 項目	医 療 分	支 援 分	介 護 分 (介護保険第2号被保険者がいる場合)
所得割額	世帯の前年中の基礎控除後所得の 6.5%の額	世帯の前年中の基礎控除後所得の 2.5%の額	介護保険第2号被保険者全員 の前年中の基礎控除後所得の 2.4%の額
均等割額	被保険者1人につき 20,700 円	被保険者1人につき 7,800 円	被保険者1人につき 10,000 円
平等割額	1世帯につき 18,300 円	1世帯につき 7,200 円	1世帯につき 6,200 円

(注)・税額は合算額で106万円が賦課限度額です。(それぞれの限度額は、医療分65万円、支援分24万円、介護分17万円です。) 擬制世帯主の所得は、課税の対象になりません。

- ・75歳以上の方が後期高齢者医療保険に移行することによって、同じ世帯で国民健康保険を継続する方、または職場の健康保険等の扶養を抜けて国保に加入する方の保険税の負担が急に増えることのないように、次の例のどちらかに該当される方は保険税が軽減されます。

例1 75歳以上の方が後期高齢者医療保険に移行し、75歳未満の方が一人で国民健康保険を継続する場合

例2 75歳以上の方が職場の健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65歳から74歳まで)が国民健康保険に加入する場合

6 月割課税について

年度の途中で国民健康保険に加入したときは、加入した月から（職場の健康保険等の資格喪失日が国民健康保険の加入日となります。）、途中で国民健康保険の資格を喪失したときは、喪失した月の前月までの国民健康保険税が月割課税されます。※届出日ではありません。

健康保険の資格異動があった場合は14日以内に届出を済ませましょう。

7 国民健康保険税の年金からの特別徴収（年金天引き）について

○国民健康保険税は、次の①～③のすべてに該当する世帯において、世帯主の年金から、年金支給月毎に納めていただくことになります。(※口座振替の選択が可能)

①世帯主が国民健康保険に加入していて、さらに加入者全員が65歳から74歳までの世帯。

②年金特徴の対象となる世帯主の対象年金額が18万円以上であること。

(複数年金を受給している場合、老齢年金、退職年金、遺族年金、及び障害年金などから優先される年金の年額です。)

③世帯主の介護保険料が特別徴収の対象であり、介護保険料と国民健康保険税の合計額が対象年金額の1/2を超えないこと。(1/2を超える場合は、介護保険料のみ差し引かれる場合があります。)

年金特徴に該当する世帯であっても、世帯主の申出により国民健康保険税は口座振替による納付方法を選択することが可能です。

○特別徴収（年金天引き）の世帯で、口座振替による納付を希望する場合は、「納付方法変更申出書」の提出が必要になりますので、国保年金課またはお近くの支所等で必要書類を添えて手続きをしてください。年金特徴が停止されるまで2か月程度かかるため、申出後も特別徴収される場合があります。なお、今まで納付書でお支払いいただいていた方は、事前に金融機関等の窓口で口座振替申込の手続きが別途必要となります。